

## 議第61号

三島市都市計画税条例の一部を改正する条例案

三島市都市計画税条例（昭和31年三島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第14項を附則第15項とし、附則第13項中「第34項」の次に「、第38項」を加え、同項を附則第14項とし、附則第12項中「附則第4項及び第6項」を「附則第5項及び第7項」に、「附則第4項及び第7項」を「附則第5項及び第8項」に、「附則第5項、第7項及び第8項」を「附則第6項、第8項及び第9項」に、「附則第7項から第9項」を「附則第8項から第10項」に、「附則第9項」を「附則第10項」に、「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第13項とし、附則第11項中「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第12項とし、附則第10項を附則第11項とし、附則第9項を附則第10項とし、附則第8項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第7項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第8項とし、附則第6項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第7項とし、附則第5項を附則第6項とし、附則第4項を附則第5項とし、附則第3項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

3 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の三島市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

令和6年6月11日提出

三島市長 豊岡 武士